

武蔵野市学童クラブ 入会案内

令和7年度



年度中要保管

※各クラブ入会説明会に
おいても使用します。

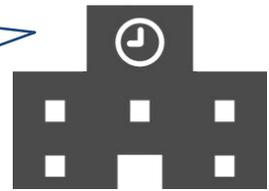
目次

◆放課後の過ごし方について	1ページ
◆『あそべえ』と『学童クラブ』の違い	2ページ
◆入会の手続きについて	3ページ
◆入会申請の流れ	6ページ
◆育成料について	7ページ
◆学童クラブの育成内容について	9ページ
◆おやつ提供について	12ページ
◆延長育成の利用について	13ページ
◆土曜日育成の利用について	14ページ
◆障害のある児童の受入れについて	15ページ
◆Q&A	16ページ
◆民間学童クラブ	17ページ
◆武蔵野市学童クラブ一覧	19ページ

武蔵野市地域子ども館 (あそべえ・学童クラブ)

武蔵野市では、市立小学校全12校で地域子ども館事業を実施しています。各地域子ども館には、放課後子ども教室『あそべえ』と『学童クラブ』があり、連携して運営を行っています。

「あそべえ」と「学童クラブ」は、市立小学校全12校の校舎内、敷地内または隣接した場所に設置されています。



放課後の過ごし方について

- 週に数回、習い事や塾のない時間帯に安全に過ごせる場所が欲しい。
- 放課後の時間を自由に好きな遊びを楽しみたい。



あそべえ

あそべえとは、来たい時に来て好きな仲間と好きな遊びをする“自由来所型の施設”です。専任のスタッフが見守りの中、校庭や教室で安全に遊びます。

 **対象** 学区に居住する小学生全児童

 **利用料** 無料

 **利用方法** あそべえに利用登録する。
※登録条件なし

 **過ごす場所** あそべえ教室、校庭、図書室

 **過ごし方** 工作やゲーム、スポーツなど自由に過ごします。おやつ提供なし。

- 毎日保護者が仕事から帰ってくるまで安全に過ごす場所が欲しい。
- 放課後の時間を集団生活のルールを守って一定の生活リズムの中で過ごしたい。



学童クラブ

学童クラブとは、保護者が就労等により放課後の時間帯に不在となるご家庭の児童をお預かりする施設です。“毎日通う生活の場”です。

 **対象** 小学1年生～3年生（障害児は6年生）

 **利用料** 月額8,000円

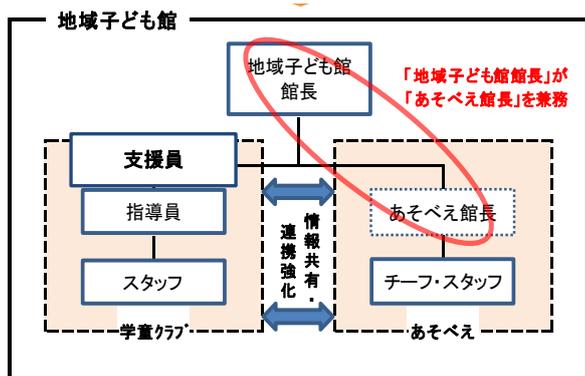
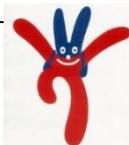
 **利用方法** 入会申請書及び就労証明書等の提出後、審査を経て入会が決定されます。※入会条件あり

 **過ごす場所** 学童クラブ室、校庭、あそべえ教室、図書室等

 **過ごし方** スケジュールに沿って集団で生活します。おやつ提供あり。

『あそべえ』と『学童クラブ』の違い

	あそべえ	学童クラブ
目的	来たい時に来て、好きな仲間と好きな遊びをします。スタッフの見守りの中、安全に過ごせる自由来所型の施設です。	入会児童はほぼ毎日通所し、集団の中で生活します。児童の健全な育成を目的とした福祉施設です。
対象	学区に居住する小学1年生～6年生	小学1年生～3年生 (障害児は小学1年生～6年生)
開所日	月曜日から土曜日まで ※日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休み	
開所時間	<p>【通常授業日】</p> 教室開放：午後1時～午後5時 校庭開放：始業前1時間と放課後～午後5時 図書開放：(水曜のみ) 放課後～午後5時 <p>【土曜日・夏休み等市立小学校休業日】</p> 教室開放：午前9時～午後5時 校庭開放：学校により時間帯が異なる 図書開放：土曜日 午前9時～午後5時 長期休業中(水曜・土曜のみ) 午後1時～午後5時	<p>【通常授業日】</p> 授業終了後～午後6時 <p>【土曜日・夏休み等市立小学校休業日】</p> 午前8時～午後6時 ※土曜利用の詳細は14ページをご覧ください。 <p>【延長育成】</p> 午後6時1分～午後7時 ※別途、登録が必要です。延長育成料がかかります。
利用料	無料	育成料 月額 8,000円 延長育成料 月利用登録：月額 2,000円 日利用登録：日額 500円
入会条件 登録条件	なし ※国立私立に通う児童は、原則として、居住する学区のあそべえに登録できます。学区外のあそべえに登録を希望する場合は申請書の提出が必要です(審査があります)。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有すること ・保護者の就労、就学、疾病・障害、家族の介護・看護などにより放課後の時間帯に保護者が家庭にいないこと。※証明する書類の提出が必要 ※詳しくは5ページをご覧ください。
申請時期 登録時期	小学校入学後 4月1日から登録可能ですが、1年生は4月中の給食開始前の期間、必ず一度帰宅し昼食後からのご利用となります。	一斉入会受付期間： 4ページをご覧ください。



「あそべえ」と「学童クラブ」をあわせて「地域子ども館」として運営しています。合同イベントの開催も行っています。

また、運営にあたっては学校や地域の方々の協力をいただいています。

※「地域子ども館」事業は公益財団法人武蔵野市子ども協会に運営委託しています。

入会の手続きについて

■入会資格

以下の要件をすべて満たす児童です。

- ①武蔵野市内に住所を有すること
- ②小学校1年生から3年生まで（障害児枠での学童クラブ入会児童は6年生まで）
- ③保護者が就労、疾病その他やむを得ない事情により昼間家庭にいないため授業の終了後に家庭において保護者の適切な監護を受けられないこと

なお、以下のいずれかに該当する場合は原則として入会できません。

- ・帰宅時間が午後3時（児童が1年生の場合は午後2時）以降の就労日数が3日未満（月曜～土曜のうち）の場合
- ・育児休業中の場合

また、上記①～③の入会資格要件をすべて満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は入会することができません。

- ・著しく心身に障害のある場合
- ・感染性の疾病等にかかっている場合
- ・学童クラブにおいて事業を実施するにあたり支障があると市長が認める場合
- ・学童クラブ育成料等を6か月分以上滞納している場合

※法改正により平成27年度から学童クラブの対象は小学校全学年に広がりましたが、武蔵野市では、入会希望児童数の増加により希望者全員を受け入れることが困難であるため、当面の間は1年生から3年生（障害児については6年生）までを入会対象とします。放課後を過ごす居場所として全児童を対象とした「あそべえ」「民間学童クラブ」もありますのでご利用ください。

■申請受付

年度ごとに入会申請が必要です。在籍児童も入会申請は毎年必要です。今年度より電子申請が可能となりました。新入会児童、在籍児童ともに電子申請が可能です。

申込書
持参の
場合

【新入会児童】市役所児童青少年課へ保護者が直接ご持参ください。申請時在籍している児童の弟妹が同クラブに新入会の場合のみ当該クラブでも受付可能です。

【在籍児童】市役所児童青少年課または在籍するクラブへ保護者が直接ご持参ください。多くの個人情報を含む書類のため、連絡帳等に挟んでの提出はご遠慮ください。

※医療的ケアが必要な児童、育成料・延長育成料に滞納がある方は市役所でのみ受付となります。



■電子申請

電子申請を行う場合は、以下のホームページよりお手続きください。必ず申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえで申請ください。

【電子申請に必要なもの】

- ・パソコンまたはスマートフォン
- ・申請に必要な書類のデータ

https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/kodomo_kosodate/shisetsu/gakudoclub/1039817.html



■一斉入会受付期間

受付	受付期間	受付時間
電子申請	10月16日(水)～11月13日(水)	10月16日(水)0:00～ 11月13日(水)23:59
市役所3階 児童青少年課	10月30日(水)～11月1日(金)	8:30～17:00
各学童クラブ (在籍児童のみ受付)	11月5日(火)～11月8日(金)	クラブ毎に異なります。詳しくは各クラブだより等でご確認ください。

※各市政センターや市役所休日窓口では受付できません。

※一斉入会受付期間以降の申請場所は市役所児童青少年課のみとなります。



一斉入会受付期間を過ぎての申請も可能ですが、期間内の申請を優先に入会決定します。また、2月1日以降の申請は定員に空きがある場合でも5月1日入会となります。4月1日入会を希望する場合は、必ず一斉入会受付期間中に申請してください。

■申請に必要な書類

① 申請書

申請書は児童一人につき1部必要です。※市ホームページよりダウンロードできます。

- ・【全員】学童クラブ入会申請書(兼家庭調査表)
- ・【希望する方】学童クラブ延長育成利用(登録・変更・解除)申請書兼届出書
- ・【該当する方で希望する方】土曜日利用申請書
- ・【該当する方】おやつアレルギー食品等申請書

申請書の同意欄に署名いただければ、申請時に窓口でキャッシュカードを使って口座振替登録できます！

② 保護者の監護に欠けることを証明する書類等

5ページのいずれか該当するもの。保護者双方の書類が必要です。兄弟姉妹で申請する場合、書類は父母各1部で構いません。



保育所等の利用申請のための就労証明書等をご自身でコピーしていただき、学童クラブの申請時にご提出いただくことが可能です。ただし、保育所等と学童クラブでは入会審査基準が異なるため、不備があった場合、再提出を求められることがあります。

保護者の状況	必要な書類	内容・注意点
会社員など被雇用者の方	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労証明書 ◆勤務先が作成したシフト表や勤務表など（不規則勤務の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> • 勤務先で記入してもらってください。 • 記入日が<u>3か月以内</u>のものを提出してください。 • 勤務実態について不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。
自営業や個人事業主など本人が就労の証明書を記載する方	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労証明書 ◆タイムスケジュール表 ◆就労を証明する添付書類(下記の2つの書類) ①【自営を証明する書類】 <ul style="list-style-type: none"> • 登記簿謄本 営業許可証 開業届出書 の写し ②【収入を証明する書類】 <ul style="list-style-type: none"> • 前年分の確定申告書の写し（第一表及び第二表） • 売上げのわかる書類（様式は問いません） 	<ul style="list-style-type: none"> • 記入日が<u>3か月以内</u>のものを提出してください。 • 就労していることを客観的に証明する書類を添付してください。左記の書類が提出できない場合は、児童青少年課までご相談ください。
就学中の方	<ul style="list-style-type: none"> ◆在学証明書または学生証（写） ◆授業の時間割 ◆タイムスケジュール表 	<ul style="list-style-type: none"> • 児童の放課後の監護にあたることが困難なことが分かるものを提出してください。
疾病・障害のある方	◆医師の診断書等または障害者手帳（写）	
ご家族の看護や介護がある方	<ul style="list-style-type: none"> ◆（対象の方の）医師の診断書等または障害者手帳（写） ◆タイムスケジュール表 	
求職活動中の方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワークの登録票（写）等 または求職に関する誓約書 ◆タイムスケジュール表 	<ul style="list-style-type: none"> • 求職活動中の学童クラブの利用は、年度中に1回限り、3か月が限度です。 ※入会日から3か月以内に「変更届」と新たな勤務先の就労証明書を提出してください。

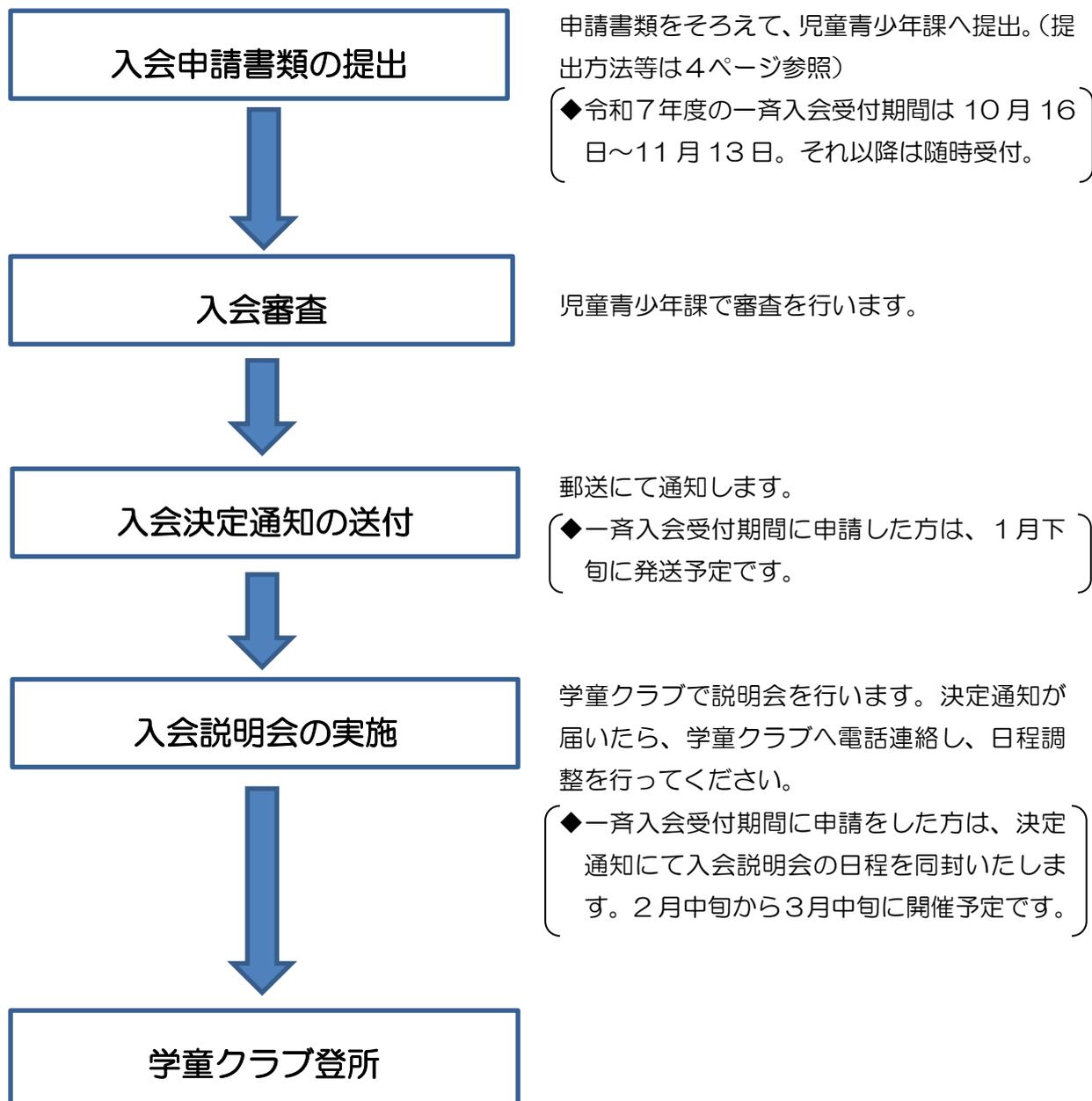


個人情報の取り扱いについて

入会申し込み時等に提供された、児童とその世帯の個人情報については、武蔵野市個人情報の保護に関する条例に基づき、学童クラブ事業の目的のみに使用し、厳正に取り扱います。

児童の氏名や写真を施設内に掲示したり、学童クラブだより等に掲載したりする場合があります。氏名の掲載等に差支えのある場合は、学童クラブまでご相談ください。

入会申請の流れ



※年度途中の随時入会申請では、申請書類が提出されてから学童クラブ登所まで、通常3週間ほど時間がかかります。余裕をもって早めの申請をお願いします。なお、入会希望クラブの定員に空きがあり、入会の要件を満たしていれば、入会可能です。



一斉入会受付期間を過ぎての申請も可能ですが、期間内の申請を優先に入会決定します。また、2月1日以降の申請は定員に空きがある場合でも**5月1日入会**となります。**4月1日入会を希望する場合は、必ず一斉入会受付期間中に申請してください。**

育成料について

■令和7年度 学童クラブ育成料

1人1か月 8,000円

※兄弟姉妹で同時に入会している場合、2人目からは1人1か月6,000円

※育成料の日割り計算はできません。月途中での入会や退会の場合でも1か月分の育成料が発生します。

■納入方法

育成料の納付方法は原則、口座振替です。口座振替ができない場合は、納入通知書を郵送します。納入通知書記載の金融機関で納期限までに確実に納付してください。

■口座振替登録手続き

以下のいずれかの方法により口座振替登録手続きを行ってください。

①WEB 口座振替受付サービスによる手続き

パソコンやスマートフォンから、インターネットを利用して口座振替の申し込みができます。入会決定通知書（1月下旬送付予定）に同封する登録案内に沿ってご登録をお願いします。

②口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出

入会決定通知書（1月下旬送付予定）に同封する口座振替依頼書を取扱い金融機関店舗に提出することにより口座振替の登録ができます。

③ペイジー口座振替受付サービスによる手続き

市役所児童青少年課窓口にて、キャッシュカードを使って専用端末に読み込ませることにより口座登録をすることができます。詳細は、下記[ペイジー口座振替受付サービスについて](#)をご参照ください。

ペイジー口座振替受付サービスについて

■申込窓口

市役所児童青少年課（金融機関で申し込むことはできません）

■利用可能なキャッシュカード

- ・普通預金キャッシュカード（総合口座含）
- ・IC付キャッシュカード（磁気ストライプ内蔵）

※IC付キャッシュカード（ICチップのみ）、代理人（家族）カード、クレジット機能付きカード等は利用できません。

■取扱金融機関一覧

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、山梨中央銀行、西武信用金庫、多摩信用金庫、大東京信用組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

■振替できる預金の種類

普通預金

■申込みに必要なもの

- ・本人名義のキャッシュカード（利用可能なカードのみ）
 - ・運転免許証、パスポート、健康保険証などの本人確認書類（必ず原本をお持ちください）
- ※銀行届出印は不要です。

■申込方法

学童クラブ入会予定児童の保護者ご本人が申込みに必要なものを市役所児童青少年課へお持ちください。

- ①口座振替依頼書の記入
- ②専用端末にキャッシュカードを読み取らせ、暗証番号を入力
- ③専用端末から出力された帳票にサインして申込み完了

育成料の減免制度について

下記の①もしくは②に該当する場合は、申請をすることにより育成料及び延長育成料が免除されます。免除は年度ごとに毎年申請が必要で、免除が決定するまでは育成料及び延長育成料の納付義務があります。（減免の決定後、納付済の育成料は還付します。）

■対象

- ① 生活保護法の被保護世帯の場合
- ② 令和6年度住民税非課税世帯の場合（※）

※寡婦又は寡夫に係る住民税の税額の計算については、地方税法の規定を適用します。

■申請時期

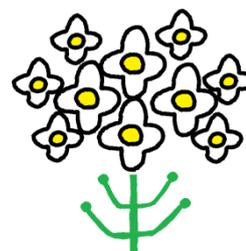
- ①に該当する方…令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - ②に該当する方…令和7年度の税額確定日（例年6月中旬）から令和8年3月31日まで
- ※当該年度内の申請のみ受け付けます。

■申請場所

市役所3階児童青少年課の窓口または郵送

■申請方法

入会決定通知に同封するお知らせにてご確認ください。



学童クラブの育成内容について

育成時間

	月曜日～金曜日	土曜日
8:00	(通常授業日) 授業終了後～18:00 (夏休み等市立学校休業日) 8:00～18:00	8:00～18:00 ★別途登録必要
17:00		
18:00		
19:00	(延長育成) 18:01～19:00 ★別途登録必要	

※延長育成については 13 ページ、土曜日育成については 14 ページをご覧ください。

主な一日の流れ

基本的な一日の流れは次のとおりです（季節や行事等により、時間・活動内容は異なります）。

例1) 通常授業日のスケジュール

下校時から ○登所
○自由遊び
(室内外で自由・集団遊び、宿題、読書など)

15:30 ○おやつ ○室内遊び

16:30 ○片づけ・掃除 ○帰りの会

17:00 17時帰り児童の帰宅

18:00 18時帰り児童の帰宅

延長育成（有料）

18:01 延長育成時間開始

19:00 延長育成時間終了

例2) 学校休業日のスケジュール

8:00 ○登所 ○朝の会 ○学習
○自由遊び（室内外で自由・集団遊び、宿題、読書など）

12:00 ○昼食

13:00 ○自由遊び（室内外で自由・集団遊び、宿題、読書など）
※夏休みは午睡実施あり

15:30 ○おやつ ○室内遊び

16:30 ○片づけ・掃除 ○帰りの会

17:00 17時帰り児童の帰宅

18:00 18時帰り児童の帰宅

延長育成（有料）

18:01 延長育成時間開始

19:00 延長育成時間終了

○自由遊び・・・サッカーや鬼ごっこ、ままごとや工作、将棋など、自由に遊びます。クラブにより、けん玉検定やベーゴマ検定など様々な遊びに挑戦しています。

○おやつ・・・学童クラブでは市販のお菓子や果物等を提供しています。食品衛生上「手作りおやつ」は原則として提供していません。

※食物アレルギーがある方は窓口でご相談ください。詳しくは 12 ページをご覧ください。

○行事・・・お楽しみ会等クラブ全体で取り組みます。

クラブへの連絡等について

■連絡帳について

学童クラブではクラブから保護者へ、または保護者からクラブへの連絡について連絡帳を利用します。毎日ご覧いただき、サインまたは押印をお願いします。また、プリントやお知らせをお配りすることもあります。

■欠席・早退・怪我対応等の連絡について

クラブを休む場合や、習い事などで早帰りする場合は、連絡帳または電話にてご連絡ください。児童からの休みや早帰りの申し出は受け付けません。また、習い事等で一度クラブを早退した後に再度登所すること（中抜け）はできません。なお、電話等でご連絡いただいた際、安全のため折り返し電話をして確認する場合があります。病気や怪我など緊急の際はクラブから保護者へ連絡し、お迎えに来ていただく場合があります。

■お弁当について

学期始めや学校休業日等給食のない日は、お弁当を持参してください。遅れて届ける場合は正午までに届けてください。児童の安全のため、登所後に児童本人が家にお弁当を取りに戻ることはできません。飲み物は、麦茶等を用意します。水筒を持たせる場合は、ジュース等をご遠慮ください。

■服薬について

クラブでは、支援員による服薬管理等はできません。児童が常用している薬がある場合は、自分での服薬を可能にしたうえで、持参させてください。薬を飲む時間を連絡いただければ、その時間に薬を飲むよう促すことはできます。

■入会時にご用意いただくものについて

上着、下着、靴下等（着替えは季節に合わせて取り替えてください。）、上履き、防災ずきん1つ（クラブによる）、置き傘1本 ※各自の持ち物には必ず記名してください。

詳細は各クラブの新入会説明会等でご確認ください。

■クラブへの登降所について

クラブへの登降所の道順は、入会前に保護者と児童で確認しておいてください。また、児童が自転車や車の送迎で通所することはできません。

■変更届について

保護者の住所・連絡先や勤務先・就労形態などが変わった場合は、速やかにクラブへ「変更届」を提出してください。転職・就労形態の変更の場合は新たな勤務先の就労証明書も提出してください。

■退会について

保護者が仕事を辞めたり、育児休業を取得したりして、家庭での監護が可能になった場合は、学童クラブの入会要件から外れるため、退会となります。退会には、退会届の提出が必要となります。

退会をする月の末日までに所属する学童クラブまたは児童青少年課へ退会届をご提出ください。

退会届の提出がない限り、翌月以降の育成料が発生しますのでご注意ください。また、疾病等の特別な理由が無く、長期間学童クラブを欠席した場合や著しく出席が少ない場合は退会していただくことがあります。

災害・緊急時の通信手段

災害・緊急時に備えて、各学童クラブには固定電話のほか複数の通信手段を導入しています。詳細は、入会決定後に各学童クラブから配布される『災害発生時における学童クラブの対応について』をご覧ください。

- 1 携帯電話・・・災害・緊急時に使用します。戸外育成のときにも使用します。
- 2 緊急連絡システム（メール配信サービス）・・・各学童クラブまたは児童青少年課から登録者に一斉にメールを配信します。詳しくは、4月以降にクラブから配布予定の『こどもクラブにおける緊急連絡システム（メール配信サービス）の登録について』を確認のうえ、登録をお願いします。

大規模震災時の児童の引き渡し

大規模震災時は、学童クラブの支援員は児童を引率して市の一時（いっとき）集合場所避難所である各市立小学校またはクラブへ避難してから、児童を緊急引取者に引き渡します。

保護者への個別連絡が不可能と判断した場合、別紙でご提出いただく「児童調査票」の緊急引取者欄に記載の引取者で、最も早く引取りに来た方に児童を引き渡します。

また、各家庭で、次の①②について、どう対応するかをご家庭での約束事として事前に決めていただき、「児童調査票」にご記入ください。

- ① 児童登所前に災害が発生し、児童が登所中の場合において、児童はクラブに向かうか、自宅に戻るか（学校授業期間中で私立学校の児童がクラブに登所中の場合は、クラブに向かうかまたは学校に戻るか）。
- ② 児童降所後に災害が発生し、児童が降所中の場合において、児童はクラブに戻るか、自宅に帰るか。

台風等の場合の児童の引き渡し

台風や大雪等により、学校が休校や授業時間の短縮などの対応をした場合は、基本的には児童の安全を確保するため可能な限り自宅待機をお願いします。保護者のやむを得ない事情により自宅での監護が難しい場合には、学童クラブで以下のとおり受け入れを行います。ただし、クラブ登所・降所の際は、原則保護者の送迎をお願いします。

- 1 開所時間
 - ① 学校が一日休校の場合…午前8時から午後6時まで
 - ② 学校時間が早まる場合…下校時間から午後6時まで
 - ③ 学校時間が遅れる場合…午前8時から登校時間及び下校時間から午後6時まで
- 2 延長育成時間 午後6時1分～7時
- 3 その他

危険が見込まれる場合やお子様が独力で帰宅できない場合には、直接クラブで児童を緊急引取者に引き渡します。保護者への個別連絡が不可能と判断した場合、別紙でご提出いただく「児童調査票」の緊急引取者欄に記載の引取者で、最も早く引取りに来た方に児童を引き渡します。



おやつを提供について

学童クラブでは、子ども達が放課後の時間を過ごすエネルギー源となるよう、補食としておやつを提供を行っています。

■おやつの内容

生協等に発注する市販のお菓子や果物、パン、お惣菜等（焼きおにぎり、バナナ、ヨーグルト等）が中心のメニューです。栄養がバランスよく摂れるよう支援員が工夫をしてメニューを決めています。（※学童クラブには、栄養士や調理師は在籍していません。）

■提供時間

原則午後3時30分～4時の間におやつを提供を開始します。午後3時30分より前に児童が帰宅する場合、おやつを提供はできません。また、衛生管理や食物アレルギーを持つ児童の誤食防止のため、おやつを持ち帰りはできません。なお、おやつを提供時間は、学校の授業やクラブ行事等の関係で前後することがあります。

■食物アレルギー等に関する個別対応について

食物アレルギー等によりクラブで提供するおやつを食べることができない場合は、事前に「おやつアレルギー等申請書」の提出が必要です。クラブと面談の上、以下のいずれかの対応をとります。

- ①クラブでアレルギー食品を除去したおやつを提供を行う。
- ②家庭からおやつを持参する。

ただし、以下の場合は安全管理上クラブで除去食の提供ができませんので、おやつを持参をお願いします。この場合、育成料を月額1,800円（おやつ代相当額）減免いたします。

- i) 児童が食物アレルギーによりアナフィラキシーショックを起こす可能性がある場合
- ii) アレルギー食品が多く、クラブでの完全除去が困難な場合
- iii) 卵、小麦、乳、そば、落花生の5品目の内、2品目以上にアレルギーを有している場合
- iv) その他、クラブと保護者、児童青少年課で協議し、必要性が認められると判断した場合
- v) 診断書等の写しの提出がない場合

■申請方法

医療機関で検査を行った上で、以下の書類を入会申請時に提出してください。

- ① 新規入会の場合…「おやつアレルギー等申請書」及び申請日から1年以内の[※]診断書等の写し

- ② 継続入会の場合…「おやつアレルギー等申請書」

（体質に変化があった場合や、直近で検査を受けた場合はその写しも提出）

※学校へ提出する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の写しも診断書等として利用できます。学校へ提出する前に写しをおとりください。

延長育成の利用について

就労等により、帰宅時間が遅い保護者のため午後7時までの延長育成を行っています。利用には、延長育成料がかかります。別途申込みが必要です。

■延長育成時間

全開所日の午後6時 1分から7時まで

■育成内容

延長育成の時間帯は学習や読書等クラブ室内で静かに過ごします。飲食物の提供は行いません。

■登録要件

学童の入会要件を満たし、学童クラブに通っていること。(※延長育成のみの利用はできません。)

■登録方法

『延長育成利用（登録・変更・解除）申請書兼届出書』を入会申請時に提出してください。

■利用方法

①利用予定の提出

毎日の連絡帳で児童の帰宅時間をクラブへ提出

②利用当日の実績確認

延長育成を利用した当日は、お迎えに来た際に利用実績の確認としてお迎え表にサインを記入

③延長育成料の支払い

延長育成料は実績に基づき、翌月請求し翌月末納期限(口座振替の場合は、翌月末引き落とし)

■延長育成料

月単位で利用の場合・・・月額 2,000 円 日単位で利用の場合・・・日額 500 円

※月単位で利用の場合、当該月に1度も利用がなかった場合でも月額料金が発生します。

※日単位で利用の場合、上限額の設定はありません。

※料金体系の利用区分は、当該月の途中での変更はできません。変更や登録の解除をしたい場合は、前月末までに児童青少年課または所属するクラブへ「延長育成利用（登録・変更・解除）申請書兼届出書」を提出してください。

■利用ルール

- ・延長育成を利用する場合は、保護者またはそれに代わる者（原則中学生以上）の迎えが必須です。トラブル防止のため、保護者以外の方（祖父母やヘルパー等）が迎えにくる場合は、身分証等の提示をお願いする場合があります。
- ・延長育成利用をキャンセルし、児童を集団下校させる場合は、午後6時前までにクラブへ連絡をお願いします（児童の1人帰りは午後6時までのため）。
- ・午後6時を過ぎてクラブに残った場合は、延長育成を利用したことになります。ただし、児童の病気や怪我等でクラブから保護者へお迎えを要請して遅くなった場合を除きます。
- ・電車の遅延でやむを得ず午後6時を過ぎてしまった場合は、クラブへ連絡の上**必ず遅延証明書を提出してください。**遅延証明書の提出があった場合、当日の延長育成料はかかりません。
- ・延長育成時間は午後7時までとなります。お迎えの時間は厳守願います。電車の遅延でやむを得ず午後7時を過ぎてしまった場合は、その旨を直ちにクラブへ連絡のうえ必ず遅延証明書を提出してください。

土曜日育成の利用について

土曜日も保護者の就労等により家庭で適切な監護を受けられない児童を対象に、土曜育成を行っています。利用には、別途申込みが必要です。

■開所日

毎週土曜日（ただし、12月29日～1月3日、祝日を除く）

■開所時間

午前8時から午後6時まで

■登録要件

- ・学童の入会要件を満たし、平日も学童クラブに通っていること。（※土曜日だけの利用はできません。）
- ・保護者の就労、就学、疾病等の理由により、土曜日に家庭で適切な監護を受けられない児童。

※就労証明書の「就労時間」に土曜日が含まれていること、または「備考欄」に土曜日に出勤する旨の記載がある旨の記載があることが必要。

■登録方法

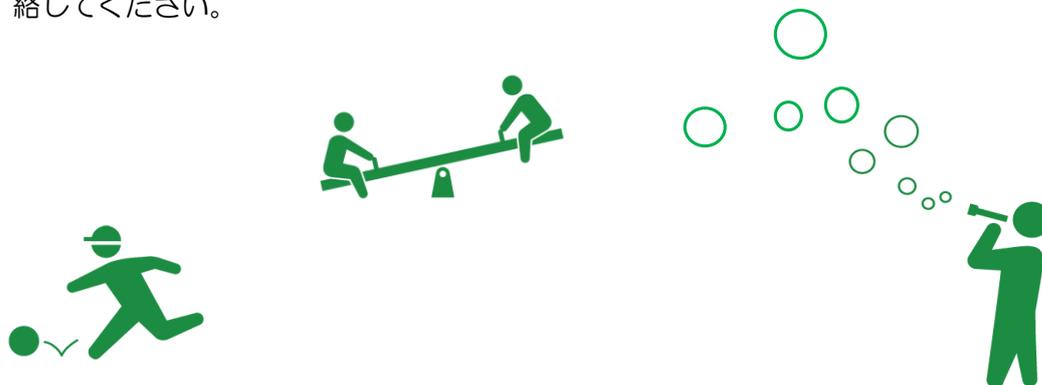
入会申請書類の提出と同時に「土曜日利用登録申込書」を提出してください。

■利用方法

クラブから配布される「学童クラブ土曜日開所利用申込票」を毎月クラブへ提出してください。追加や変更はその週の木曜日までにクラブへ連絡が必要です。

■注意事項

- ・土曜利用登録の承認後は、保護者が就労等により家庭で児童をみられない日のみ、土曜育成をご利用ください。申請時の理由以外による利用があった場合、登録を取り消す場合がございます。
- ・「学童クラブ土曜日開所利用申込票」の提出後に利用をキャンセルする場合は必ずクラブに連絡してください。



障害のある児童の受入れについて

■対象児童

- ・学童クラブの入会要件を満たした小学1～6年生まで
- ・児童の障害の程度はおおむね軽度及び中程度で、集団生活に適応することができること。

※愛の手帳をお持ちの児童を対象としている民間学童クラブがあります。詳しくは17ページを参照ください。

■受入人数

各クラブの在籍児童（障害児を除く）おおむね20人につき1人まで
例）在籍児童40人のクラブは2人まで

■入会条件

- ・自宅等からクラブへの登所・降所の際には、保護者またはこれに代わる者が付き添うこと。
- ・クラブ主催の育成室外で行う行事に参加する場合は、保護者またはこれに代わる者が付き添うこと。
- ・通っている学校と在籍する学童クラブの場所が異なる場合、学校から学童クラブまでの登所や、クラブ外で行う学校の課外活動（夏季のプール指導や部活動等）への送迎は保護者またはこれに代わる者が付き添うこと。

※入会后、児童の状態により送迎等の必要はないとお考えの場合には、クラブにご相談ください。条件の解除を申し出ることができます。解除にあたっては、クラブと保護者で相談し、お子様の様子を見ながら段階的に行います。

■入会申請から入会決定までの流れ

入会にあたっては、申請書類に加えて、障害者手帳(写)または診断書(写)及び「学童クラブ障害児枠入会申請書」の提出が必要になります。

令和7年度入会より、4年生以上の入会希望者については、発行日より3か月以内の診断書(写)の提出が必須となります。

その後、1月下旬の入会審査会で児童に必要な介助の程度や施設の状況を踏まえて、安全に集団生活を送ることができるかどうかなどを検討します。（その資料とするため、保護者の方の同意を得たうえで、就学支援シートや保育園などで児童の普段の生活を見させていただきます。）

入会の可否は2月中旬にお知らせする予定です。

医療的ケア児童の受け入れについて

★医療的ケアが必要な児童の入会を希望される場合は、入会申請書の提出前に児童青少年課にご相談ください。

また、入会申請の受付は児童青少年課の窓口のみになります。電子申請や各クラブでの受付はできませんので、ご注意ください。

Q & A

区分	Q.	A.
申請	転入・転居予定だが、申請することができるか。	転居先が決定しており、転居先がどこの小学校区であるかを特定できれば可能です。入会申請書の備考欄にご記入の上、受付時に転入・転居予定であることを必ずお申し出ください。また、小学校入学の手続きのため、事前に教育支援課（電話 60-1900）への連絡も必要です。
申請	保育所等の利用申請にあたり子ども育成課に提出した就労証明書を学童クラブの入会申請に転用するのは可能か。	学童クラブ用の就労証明書のご提出をお願いいたします。保育所等の利用申請のための就労証明書等をご自身でコピーしていただき、学童クラブの申請時にご提出いただくことが可能です。 <u>ただし、保育所等と学童クラブでは入会審査基準が異なるため、不備があった場合、再提出を求めることがあります。</u>
申請	産休・育休中は入会できるか。	産休中の場合は入会の要件を満たしますが、原則育児休業中は入会要件に該当しません。ただし、入所後1か月以内に復職するのであれば入会することができます。（例 4月1日入会の場合は5月1日までに復職）育休中で入会された場合、復職後に復職証明書をご提出いただきます。
申請	国立・私立に通う予定だが、学童クラブに入会申請できるか。	お住まいの小学校区にある学童クラブに申請することが可能です。
申請	日によって就労の時間や場所が変わる場合はどのような書類の提出が必要か。	「就労証明書」とあわせて勤務先が作成した「シフト表」や「勤務表」を提出してください。勤務表から就労時間が読み取れない場合、タイムスケジュール表の提出を求める場合もあります。
申請	申請後に住所や勤務先が変更になった場合はどうするか。	「変更届」等の提出が必要になります。届出についてはご相談ください。勤務先の変更の場合は、新たな勤務先の就労証明書も提出してください。
申請	申請後に都合により申請を取り下げたい場合はどうするか。	「取下げ届」の提出が必要になります。また、一旦入会後に退会したい場合は「退会届」の提出が必要です。提出がない場合、育成料が発生します。届出書は市ホームページからダウンロードできます。
申請	郵送での申し込みはできるか。	郵送での受付はございません。電子申請または直接窓口（期間が限られます）にご提出をお願いします。
育成	夏休み等、長期休暇中のみ入会することはできるか。	現在のところ、長期休暇中のみの一時的な入会は受け付けておりません。
育成	送迎は必要か。	帰宅時間になると子ども達は同じ方向の児童とまとまって帰ります。基本的に送迎は不要です。ただし、障害児枠で入会する児童は送迎、延長育成を利用する際はお迎えが必要です。
育成	児童が怪我した際の保険には加入しているか。	児童の万一の事故やけがに備え、傷害保険に加入していますが、見舞金程度の額を給付するものです。

民間学童クラブ

★市内には公設学童クラブ以外にも民間の学童クラブもあります。入会申請は各施設へ直接お申込みください。

(※以下のクラブは市に放課後児童健全育成事業の届出が出ているクラブです。)

元気っこのびのび	
入会対象	小学1年生～6年生までの保育を必要とする児童
定員	35名
利用時間	開所時間 午前7時～午後8時 / 基本保育時間 午前8時30分～午後6時
料金	入室金 10,000円 低学年 月額 17,000円 / 中学年 月額 15,000円 / 高学年 月額 12,000円 おやつ代 月額 4,000円 / 給食 300円 / 1回
休業日	日曜日、祝祭日、年末年始
住所	境 1-16-34-101 グリーンハムむさしの
電話番号	0422-53-5019
必要書類	入園申込書（当施設にて直接受け渡し）
申請受付期間	随時

千川さくらっこクラブ	
入会対象	保護者の就労などで放課後の監護を受けられない武蔵野市在住の愛の手帳を持っている小学1年生～6年生で、ある程度の集団生活ができるお子さん
定員	10名
利用時間	下校後～午後6時（長期休みは午前8時30分～・振替休み等は午前9時～）
料金	育成料月額 10,000円または 8,000円(減免制度あり) / おやつ代、送迎費別途あり
休業日	土日祝・年末年始、8月中旬の平日5日間
住所	八幡町 4-28-13（武蔵野市立障害者福祉センター3階）
電話番号	0422-51-4008
必要書類	入会申請書、保護者の就労証明書等（千川さくらっこクラブ、市役所児童青少年課にて配布）
申請受付期間	令和6年12月2日（金）～12月23日（月）

武蔵野 e パル	
入会対象	武蔵野市在住で、保護者の就労等により放課後の監護を必要とする小学1年生から4年生児童
定員	49名（在校生を含む）
利用時間	月水金午後3時・火木午後3時30分から午後6時まで / 夏・冬休みは午前9時から午後5時まで
料金	日額 基本料 700 円に加え、利用開始時刻から 30 分毎 100 円の従量制（おやつ代込・送迎なし）＊月額上限 15,000 円（夏・冬休みは別途料金設定あり）
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆、および一部の学校行事日
住所	緑町 2-1-10 武蔵野東小学校内
電話番号	0422-53-6211
その他	例年3月末から新入生および在校生を優先して受け付けますので、空き状況等は4月中旬以降に武蔵野東小学校・eパル主任までお問い合わせください。

武蔵境すみれ学童クラブ	
入会対象	小学校1年生～6年生までの保護者の就労等により保育を必要とする児童
定員	35名
利用時間	下校時～午後6時 延長有り 長期休みは（土曜除く）午前8時～午後6時
料金	入会料 10,000 円 月額 20,000 円 延長料金 500 円/30 分 おやつ代 4,000 円/月 給食代 500 円/1 食 スポット料金 5,000 円/1 日 独自のサービス 英語、ダンス、体操、造形、ピアノは別途料金
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） 土曜日（利用者の希望がない）
住所	境 1-17-16 グレースフラット境 3 階
電話番号	0422-38-8065
必要書類	入会申込書 当学童クラブにてお渡し
申請受付期間	随時

三楽キッズクラブ武蔵野	
入会対象	小学1年生～6年生までの保護者の就労等により保育を必要とする児童
定員	35名
利用時間	（正規育成時間）放課後～午後6時 / （延長育成時間）午後6時～午後8時
料金	育成料月額 10,000 円 / おやつ代月額 2,000 円
休業日	日曜日、祝祭日、年末年始、災害や感染症等による学校の臨時休校日等
住所	〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町 2-20-3 C i m a 2 階
電話番号	問合せ先：0422-27-6355（施設）、048-778-7783（事務局）
必要書類	入室申請書・保護者の就労証明書等（お問い合わせのうえ、施設で受領してください）
申請受付期間	一斉受付令和6年10月30日(水)～11月15日(金)（随時の受付も行っています）

武蔵野市学童クラブ一覧

クラブ名	該当学区	定員	所在地	電話・FAX
一小こどもクラブ	第一小学校	144名	吉祥寺本町4-17-16 第一小学校校庭内	21-3226
二小こどもクラブ	第二小学校	140名	境4-2-15 第二小学校校舎内	51-5815
三小こどもクラブ	第三小学校	105名	吉祥寺南町2-35-6 及び吉祥寺南町2-35-9 第三小学校隣接	45-5323
四小こどもクラブ	第四小学校	120名	吉祥寺北町2-4-5 第四小学校校舎内	22-4398
五小こどもクラブ	第五小学校	120名	関前3-2-20 第五小学校校舎内	53-3740
大野田こどもクラブ	大野田小学校	151名	吉祥寺北町4-11-37 大野田小学校校内及び 緑町2-3 緑町パークタウンA9号棟集会室	54-1900
境南こどもクラブ	境南小学校	190名	境南町2-27-18 及び境南町2-27-27 境南小学校校庭内	31-4588
本宿こどもクラブ	本宿小学校	90名	吉祥寺東町4-1-9 本宿小学校校舎内	21-6555
千川こどもクラブ	千川小学校	80名	八幡町3-5-25 千川小学校校庭内	53-2248
井之頭こどもクラブ	井之頭小学校	150名	吉祥寺本町3-27-19 井之頭小学校校舎内	54-9333
関前南こどもクラブ	関前南小学校	140名	関前3-37-24 及び関前3-37-26 関前南小学校隣接	53-4551
桜野こどもクラブ	桜野小学校	220名	桜堤1-8-19 桜野小学校校舎内	53-3404

★入会できる学童クラブは原則として、お住まいの小校区にある学童クラブになります。(R6.4.1現在)

武蔵野市立小学校学区

学区	区 域
第一小学校学区	吉祥寺本町1丁目1~11番、吉祥寺本町2丁目1~20番、24~34番、吉祥寺本町4丁目全域、中町3丁目全域
第二小学校学区	境1丁目全域、境2丁目1~22番、境3丁目全域、境4丁目1~15番、関前5丁目全域
第三小学校学区	吉祥寺南町1~5丁目全域
第四小学校学区	吉祥寺東町1丁目1~6番、吉祥寺東町2丁目1~21番、吉祥寺北町1,2丁目全域、吉祥寺北町3丁目1~4番、10番1~12号、47~79号、11~14番、15番1~3号、20~34号
第五小学校学区	西久保1~3丁目全域、関前3丁目2~5番
大野田小学校学区	吉祥寺北町3丁目5~9番、10番13~46号、15番4~19号、16,17番、吉祥寺北町4,5丁目全域、緑町1丁目1~3番、緑町2丁目1~3番、緑町3丁目全域
境南小学校学区	境南町1~5丁目全域
本宿小学校学区	吉祥寺東町1丁目7~25番、吉祥寺東町2丁目22~45番、吉祥寺東町3,4丁目全域、吉祥寺本町1丁目12~38番
千川小学校学区	緑町1丁目4~8番、緑町2丁目4~6番、八幡町1~4丁目全域
井之頭小学校学区	吉祥寺本町2丁目21~23,35番、吉祥寺本町3丁目全域、中町1,2丁目全域、御殿山1,2丁目全域
関前南小学校学区	関前1,2丁目全域、関前3丁目1番、6~41番、関前4丁目全域
桜野小学校学区	境2丁目23~27番、境4丁目16番、境5丁目全域、桜堤1~3丁目全域

※令和2年度から緑町1丁目4~8番は千川小学校、境2丁目22番は第二小学校の学区に変更。

武蔵野市子ども家庭部児童青少年課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 武蔵野市役所3階

電話 : 0422-60-1853 (直通)

FAX : 0422-51-9327